

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 30 日現在

機関番号：32646

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520176

研究課題名(和文) 菊亭家旧蔵資料にみる江戸期の公家における雅楽に関する研究

研究課題名(英文) A study of gagaku played by the court nobles in the Edo period; by researching on historical materials formerly owned by the Kikutei family.

研究代表者

太田 暁子 (OTA, AKIKO)

東京音楽大学・音楽学部・講師

研究者番号：90399741

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、公家である菊亭家(今出川家)における雅楽との関わり方を調査することを通じて、江戸時代の奏楽に関する一側面を公家側の視点から解明しようと試みたものである。資料は菊亭家旧蔵資料のうち、雅楽譜を中心とする雅楽関係史料や遺された日次記を主に用いた。

江戸時代、公家はその時々、社会的、政治的背景によって朝廷と幕府の双方の事情に翻弄されつつも、朝儀に伴う雅楽の奏楽や武家の儀式における奏楽に携わり、その遂行において重要な役割を担ってきた。本研究を通じ、菊亭家の雅楽譜が作られた背景をつかがうことにより、楽家とは異なる公家ならではの側面が見えてきた。

研究成果の概要(英文)：In this study, I tried to elucidate one aspect of gagaku performance in Edo period from the viewpoint of the court nobles' side, through investigating relation between gagaku and a court noble, the "Kikutei (Imadegawa) family". Of the historical material formerly owned by the Kikutei family, I used mainly materials for gagaku centered upon gagaku scores, and some diaries written by the heads of the Kikutei family.

In the Edo period, while the court nobles were tossed about by both the Imperial court and Shogunate under social or political conditions/ backgrounds of the time, they had engaged Gagaku performance held in the ceremonies of the Imperial court and Shogunate, and also played an important role in the ceremonies.

In this study, through focusing on the reason why the Gagaku scores were made in the Kikutei family, I could find out an aspect typical in the court nobles, different from the families of professional gagaku players's one.

研究分野：美学・芸術諸学

キーワード：音楽学 日本音楽史

1. 研究開始当初の背景

江戸時代の雅楽に関しては、主に楽家に関する資料に基づいた研究は進められているのに対し、楽書や楽譜資料以外をも含んだ公家の資料に基づいた公家側からのアプローチが進んでいるとはいえない。その原因は、楽を業としている楽家が演奏の専門家として責任をもって現在に至るまで雅楽を伝承してきた実績により、必然的に楽家が研究対象として優先されたことにある。

しかしそれに加え、明治時代に入って雅楽局が設置されて以降、公家が雅楽の伝承を辞め、公式での演奏や伝授活動に携わらなくなったことにより、現在雅楽における公家の役割が着目されにくくなってしまったことも非常に大きいと思われる。菊亭家(今出川家)もそうした公家の一つである。

菊亭家は、鎌倉時代末期に始まった藤原氏北家閑院流西園寺家の支流にあたる公家で、家格は清華家、琵琶を家職とする家系である。幕末に生きた当主、実順(1832-64)までは雅楽の演奏に携わっていたが、彼の没後に鷹司家からの養子、脩季(1857-1905)が当主を継ぐ頃には明治時代を迎え、脩季以降は雅楽の伝承を辞めることとなった。現在、菊亭家由来の豊富な資料群が遺されている。

2. 研究の目的

公家は、朝儀の遂行において重要な役割を担うとともに、幕府、寺社、そして楽家のいずれとも密接な関係にあり、雅楽においては弦楽器の伝承を担っていた。本研究は、公家の中でも琵琶を伝承し、膨大な量の雅楽譜が遺されている菊亭家旧蔵資料を中心とする調査に基づき、江戸時代の雅楽の奏楽の実態に公家の側からアプローチしようと試みたものである。

研究代表者は、先行研究にてケンブリッジ大学所蔵の菊亭家旧蔵雅楽関係資料に関する調査を行ったが、その殆どには奥書がなく、当時はその著者や所有者を特定することが出来なかった。そのため、本研究を通じて資料の成立過程を可能な限り明らかにし、海外所蔵機関へ成果を還元することも重要な目的とした。

3. 研究の方法

本研究では菊亭家旧蔵資料の中でも主に雅楽関係資料(楽書や楽譜)と日次記の調査に主眼を置いたが、必要に応じてその他の周辺調査も行った。

(1) 雅楽関係資料

雅楽譜や理論書は、京都大学附属図書館、専修大学図書館、ケンブリッジ大学図書館の各機関が所蔵する菊亭家旧蔵資料を対象とした。資料をリストアップしてデータベース化し、整理を行った。必要に応じて複写し、ケンブリッジ蔵資料と国内資料との同定作業も行った。

(2) 日次記

菊亭家には当主自身の手によるものや、家臣等の手による多くの日次記が遺されている。本研究では宮内庁書陵部、京都大学附属図書館、専修大学図書館、東京大学史料編纂所架蔵の日次記(謄写本も含む)をリストアップして、年代別に整理し、奏楽に関する記述をピックアップした。演奏記録に関しては曲目や演奏者のデータベース化を行った。

(3) 人物関連図の作成

「公卿補任」の菊亭家当主の官職を年代順に整理する一方、養子等も含めた姻戚関係を把握するための系図を作成した。

資料の中には当主以外の名が入ったものが存在するため、合奏や稽古を通じて交流のあった公家、楽家のほか、関係する寺社や武家等の人物に関しての整理を行った。

(4) 楽家資料の記述の調査

楽家の資料のうち、東儀文均(1811-1873)著『楽所日記』に記された菊亭家当主に関する記述の複写、整理を行った。

(5) 大曲伝授許状の整理

大曲伝授の許状から、菊亭家当主と楽家の伶人との関係を整理した。

(6) 研究成果の公開

研究成果は、国内向けの成果公開に加え、特にケンブリッジ蔵資料に関して本研究を通じて明らかになった結果を現地に還元すべく、その有効な手段に関して当該機関と相談、可能性の検討を行った。

4. 研究成果

膨大な菊亭家の旧蔵資料からは、雅楽を巡る様々な事例がみられた。日次記には通常の稽古のほかに、朝儀や神社での奏楽や稽古の様子、公家のみでの合奏の様子なども記録されている。本研究ではそれらの整理を行うと共に、楽譜資料やその他の雅楽関係資料との関連性を考察しながら、公家による雅楽とその周辺を追った。以下、本研究を通じて確認出来たことのうち、興味深いと思われたことの一部を、当主別に簡単に記す。

(1) 公規(1638-97)

万治3年(1660)、23歳からの日次記が断片的に遺されている。徳大寺殿、西園寺殿へ琵琶の稽古に行ったり、合奏で琵琶を演奏したりした様子や、その時の演奏曲名が記してある。日次に記録された演奏楽器は琵琶のみ。狛近豊による延宝4年(1673)付「蕪合香一具」、貞享2年(1685)付「萬秋楽一具」の「龍笛相伝之譜」がある。

(2) 伊季(1660-1709)

延宝2年(1674)、15歳からの日次記があ

る。当時は「今出川大納言」即ち当主である実父、公規が存命で、琵琶は公規が演奏していた。狛近貞による「萬秋楽伝授許状」が遺っている。

菊亭家旧蔵資料の中に元禄 16 年(1703)10 月書写、狛近家(1668-1720)の奥書がある「酒清司」の琵琶譜があるが、年代と所在から伊季のために書写された可能性が高いと考えられる。

(3) 公詮(1696-1731)

享保 2 年(1717)、22 歳からの日次記があり、享保 2 年当時、彼は合奏でひたすら笙を演奏している。先代の当主伊季は既に 1709 年に死去しており、この時期の雅楽の合奏においては菊亭家で琵琶を担当する者はいなかった。

狛近寛、高房による「蕪合香一具伝授許状」、狛近任による「萬秋楽一具伝授許状」が遺っている。

(4) 誠季(1713-46)

公詮没後、西園寺家からの養子として今出川家を継承した。ケンブリッジに「高房門下／左近衛権少将藤原誠季」「権中納言藤原朝臣誠季」との奥書の記された龍笛仮名譜がある。この奥書によってこの譜は 1730 年代の成立であることが分かる。国内資料も含め、現時点で誠季の名の入った雅楽譜は他に確認されていない。

(5) 実種(1754-1801)

宝暦 10 年、西園寺家から先代当主公言(1738-1776)の養子となる。実種の手による菊亭家旧蔵資料は非常に多く、特に有職故実に関する資料が目立つが、彼の名入りの奥書の付いた琵琶譜もあり、狛高美、西園寺賞季それぞれによる「蕪合香一具伝授許状」「萬秋楽一具伝授許状」も遺されている。しかしここでは彼の手による特殊な笛譜について記す。

ケンブリッジ大学図書館には女性名が記された『龍笛仮名譜』が 2 点存在する。装丁、収録曲や楽譜の改行の仕方、筆跡に至るまで 2 点は瓜二つであり、その特徴的な筆跡から譜を書いたのは双方とも実種であると考えられる。

『龍笛仮名譜』の表紙に 1 点には「禎子」、もう 1 点には「光子」と記されており、この禎子と光子は、実の親子でないが母と娘の関係にある。禎子(1759-1896)は水戸徳川家第五代藩主、徳川宗翰(1728-1766)の娘で実種の正妻、光子(1779-1816)は実種と家の女房との間に生まれた娘の一人で、後に徳大寺家の当主、徳大寺公迪(1771-1811)の正妻となった。

これらの『龍笛仮名譜』は 2 冊とも、唱歌の左側に小さく指孔譜を記した龍笛の唱歌譜だが、僅かながら光子と記された方の譜に青字で箏譜や箏の指孔譜が付記された箇

所がある。箏譜は「春鶯囀颯踏」冒頭、「羅陵王入破」冒頭、「甘州」前半部分の計 3 箇所、箏譜は「王昭君」の最後まで、平調「越天楽」の冒頭 2 音の計 2 箇所と、書込箇所は点在している。この譜は全部で 69 丁、収録曲は各調音取のほか、尙越調 15 曲、平調 26 曲、双調 16 曲、黄鐘調 18 曲、盤渉調 15 曲、太食調 16 曲、合計 106 曲に及んでおり、その内容の充実ぶりに比して、この記入箇所の少なさを考えると、この譜が実際に彼女たちにどのように使用されたのかは不明だが、実種に教習の意図があったことは明らかである。

この譜が現在菊亭のコレクションに遺されているということは、光子が徳大寺家へ嫁いだ時に持参しなかったことを強く示唆している。嫁ぎ先の徳大寺家に『実種公記』が伝わったのに対し、この笛譜がもし嫁ぎ先では不要、或いは生家に置いておいた方がふさわしいと判断されたとするならば、この教習の試みは一時的なものであったと考えるのが妥当なのかもしれない。

ケンブリッジにはこの『龍笛仮名譜』と瓜二つの譜がもう 1 点存在している。こちらは 2 冊に分かれており表紙に署名はなく、演奏の際の注意書きが確認できるほかは、収録曲、改行、筆跡ともに前の 2 点と全く同じである。この譜は実種が自身用に著した譜で、前述の 2 点のもととなった楽譜であると思われる。菊亭家のコレクションの中に女性名の記された雅楽譜はほかに確認できず、これらは当主の手による妻と娘のための笛譜という稀少な例であるといえよう。

(6) 尚季(1782-1810)

尚季あての「蕪合香一具伝授許状」「萬秋楽伝授許状」が遺っているが、これは双方とも楽家からでなく先代当主である実父「従一位藤原実種」からの許状である。ともに享和元年(1801)6 月 20 日付であるが、『公卿補任』によると実種はその 2 日後の 6 月 22 日に没しており、この許状はそうした事情との関連が深いと考えられる。その翌年にあたる享和 2 年 11 月付けで狛近周から「萬秋楽伝授許状」を授けられた。文化 7 年付奥書のある琵琶譜が遺っている。

(7) 公久(1806-36)

狛則是からの「蕪合香一具伝授許状」が遺っている。この時期の菊亭家の日次記は、使用人の筆によるものである。「公久門弟」として文政 6～天保 6 年(1823-1835)の門弟一覽が遺っている。

(8) 実順(1832-64)

江戸時代最後の当主。東儀文均著『楽所日記』(国立国会図書館蔵)の嘉永 5(1852)～元治元(1864)の項には、文均が今出川殿へ雅楽の稽古(合奏)に参殿したり、琵琶の稽古に参殿したりした様子が記されている。演

奏曲目の調や曲数の記述もある。

それによると、合奏には文均のほか安倍季良、季資、多忠寿、狛近直、近陳、則察、林広金などの楽家の伶人が参加したことに加え、笙を正親町実徳、琵琶を大宮政季、箏を綾小路有長や俊賢、四辻公賀、箏を豊岡随資、笛を石野基安などが演奏していた。合奏で実順は琵琶を演奏している。稽古は概ね午後、今出川殿に参殿し、そのたびに時刻によって昼飯か夕飯、酒が振る舞われるというのが通常のパターンであった。ちなみに季良からは安政2年(1855)2月付で「萬秋楽伝授許状」を授かっている。

文久元年(1861)6月、「菊亭殿より御召付参殿御面会 御譜面書写御頼之事」とある。これは実順が文均に雅楽譜の筆写を依頼することを示す当該資料における記述の初出であり、同9月には「菊亭殿より兼而御頼琵琶譜出来」とあることから、その筆写依頼は琵琶譜であったことが分かる。

続いて文久4年(1864)2月、改めて「菊亭殿御招ニ付参殿中納言殿御面会譜面之事」と再び文均に雅楽譜の筆写を依頼し、同年(元治に改元)7月には「菊亭殿より過日御頼箏譜面写出来付文言ヲ以差出」とあることから、その筆写依頼が箏譜であったことが分かる。

このように積極的に弦楽器の譜面の筆写を楽家の文均に依頼した実順であったが、その僅か後の同年9月5日に「菊亭中納言実順卿御養生不被為叶薨去」、養生叶わず実順は享年34歳で没してしまう。実順は2回とも譜面筆写料として200疋を文均に先払いしていたことも記されており、死を目前にしながら弦楽器譜の所有に多大な意欲を見せていたことが分かる。

『楽所日記』に記された実順の記述は、彼が21歳から没年の34歳の時に相当する。先代当主であった実順の父、公久は実順が5歳の時に31歳で没しているうえ、実順自身に跡継ぎがいなかったことも、実順が菊亭家の行く末を案じ、雅楽譜の所有に大きな意欲を見せた理由であった可能性がある。しかし実際は箏譜を入手した翌々月に実順が没し、やがて鷹司家から脩季(1857-1905)を養子に迎えた頃には明治時代を迎え、以降、菊亭家が雅楽の演奏や伝承に携わることはなくなった。

菊亭家旧蔵資料のなかに実順の名が記された雅楽譜は確認できないが、こうした経緯で入手した譜も資料群の中に含まれていると考えられる。

(7) その他の成果 (研究成果の還元)

ケンブリッジ蔵資料に関しては、菊亭家旧蔵資料を管理している図書館の音楽資料部と連携し、当事情に応じた有効な発表手段を検討すべく、その可能性への前向きな検討を行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

太田暁子、ケンブリッジ大学図書館所蔵の菊亭家旧蔵雅楽関係資料目録 其ノ一、東京音楽大学研究紀要、査読無、第36集、2012、一～二一頁

太田暁子、ケンブリッジ大学図書館所蔵の菊亭家旧蔵雅楽関係資料目録 其ノ二 特徴的な資料①女性名の記された譜、東京音楽大学研究紀要、査読無、第37集、2013、一～二三頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

太田暁子 (OTA AKIKO)
東京音楽大学・音楽学部・講師
研究者番号：90399741

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

石田桜子 (ISHIDA SAKURAKO)
東京藝術大学・音楽学部
研究者番号：90535527